

郵便局事務取扱法の一部改正案(郵便局における電子証明書の発行・更新等)〔概要〕

改正の背景

- 電子証明書の発行・更新、暗証番号の初期化(ロック解除)・再設定が可能な場所の充実に対するニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等を可能とすることとされた。

郵便局事務取扱法※の一部改正

※ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)

郵便局事務取扱法の概要

1. 法律の趣旨

郵便局において、住民票の写し等の交付に係る事務を取り扱わせることができるようにするための指定手続や当該事務の適正な執行かつ確実な確保のための措置等を定めているもの。

2. 郵便局取扱事務

地方公共団体が指定した郵便局は、以下の5つの証明書等に係る事務が可能。

- ① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等、② (地方税の) 納税証明書、
- ③ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書、④ 戸籍の附票の写し、⑤ 印鑑登録証明書

⇒ 本改正において、郵便局取扱事務に「電子証明書の発行・更新等に係る事務」を追加

3. 地方公共団体において必要な手続

郵便局の指定に当たり、あらかじめ、①日本郵便株式会社に協議、②地方公共団体の議会の議決、が必要。

4. 報告の請求・秘密保持義務等

- ・ 地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、報告請求や指示が可能。
- ・ また、一定の場合には、指定した郵便局に対し、指定の取消し等が可能。
- ・ 指定を受けた郵便局の職員又はこれらの職にあった者は、郵便局取扱事務に関し秘密保持義務が課される。
- ・ 郵便局取扱事務に従事する職員は、罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなされる。

⇒ 市区町村が指定した郵便局窓口においても、電子証明書の発行・更新等※が可能に

※ 法律規定事項ではないが、本改正にあわせ、電子証明書の暗証番号の初期化(ロック解除)・再設定も可能となる。

施行期日: 公布の日

(参考1) デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法案※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実+国民の**利便性**向上を図る**データ利活用** (基本理念・基本方針)
- ・ デジタル庁の設置 (IT本部は廃止)

⇒デジタル社会を形成するための基本原則 (10原則) の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル庁設置法案

- ✓ **強力な総合調整機能 (勸告権等)** を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属の組織 (長は内閣総理大臣)**。デジタル大臣のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係 3 法を **1 本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化** (個人情報保護法改正等)
- ✓ **押印・書面**手続の見直し (押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正)
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大 (マイナンバー法等改正)
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の**可能化** (郵便局事務取扱法改正)
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報の提供**、電子証明書の**スマートフォンへの搭載** (公的個人認証法改正)
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知** (住民基本台帳法改正)
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化 (マイナンバー法、J-LIS法改正)

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
 - ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする
- ⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータル**からも登録できる仕組みを創設
 - ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設
- ⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める**法的枠組みを構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

(参考2) 郵便局事務取扱法の概要

- 地方公共団体が地域の郵便局と協力し、住民サービスをより効率的に提供できるようにするため、平成13年に、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」※が制定された。
- この法律により、地方公共団体は、住民票の写しの交付等の5つの事務について、郵便局に委託することが可能となっている。

※法律制定時(平成13年)の名称は、「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」

郵便局事務取扱法の規定

1. 郵便局で取扱可能な事務

以下の5つの証明書等の交付事務を郵便局窓口で取扱い可能。

- ① 戸籍・除籍の謄本, 抄本, 記載事項証明書等
- ② (地方税の)納税証明書
- ③ 住民票の写し, 住民票記載事項証明書, 除票の写し及び除票記載事項証明書
- ④ 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し
- ⑤ 印鑑登録証明書

2. 適正な事務の担保等

- ・ 地方公共団体は、郵便局に事務を委託する場合には、あらかじめ議会の議決を経なければならない。
- ・ 地方公共団体は、事務の取扱いに関し、日本郵便に対し、報告を求め、必要な指示をすることが可能。
- ・ 郵便局（日本郵便）は、情報の目的外利用を防止する措置を講じなければならない。

事務の流れ・例

